太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。

（注１４）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。
（注１５）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
（注１６）当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。
（注１７）風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。
（注１８）接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。
（注１９）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
（注２０）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。
（注２１）調達期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
（注２２）太陽光発電設備の場合は、外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てを行うものとして認定される。
（注２３）風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又は、バイオマス発電設備の場合は、事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。
（注２４）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。
（注２５）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。
（注２６）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。
（注２７）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注２８）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注２９）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
（注３０）当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
（注３１）公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より３ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。
（注３２）課税事業者に該当する場合には、電子又は書面にて発行されたインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録通知書の写しを添付すること。
（注３３）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３４）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３５）発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
（注３６）当該申請（提出）に係る発電設備から産出された熱を利用する場合は、熱を供給する導管等を構造図内で指し示すこと。また、熱の量を計量する熱量計をフロー図内で指し示し、計量法に基づく温度計であることを示すこと。
（注３７）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。
（注３８）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には資本関係等を有する者の名称）を明らかにする書類を添付すること。
（注３９）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。
（注４０）バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
（注４１）地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
（注４２）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
（注４３）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注４４）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物・その他のバイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注４５）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名を記載すること。
（注４６）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注４７）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注４８）起動時又は停止時のみに使用し、発電時に使用しない助燃剤は、備考欄に「起動時又は停止時のみに使用」と記載すること。使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。
（注４９）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。